

平成28年度公共用水域水質調査結果報告

平成29年 4月

公共用水域の水質汚濁防止対策の一環として、公害防止に関する協定を締結している工場等の放流水、宅地開発による浄化装置の放流水並びに海域(鳥の海)、河川(阿武隈川)、都市下水路、農業用排水路等の公共用水域の水質の現状を把握し水質汚濁を監視する目的で、実施した水質調査結果を報告します。

記

1 調査の根拠

- ◎ 水質汚濁防止法に定める工場及び事業場(特定施設)から、公共用水域に排出される水の排水によって水質の汚濁を防止する目的で定められた、排出基準を準用し公共用水域の水質調査を行い、公共用水域の水質の現状を把握する。

【水質汚濁防止法】

第1条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

※公共用水域とは、水質汚濁防止法第2条第1項で定める河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

※特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号及び第2号で定める人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含む汚水又は廃液を廃する施設をいう。

- ・水質汚濁防止法第2条第2項第1号:カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。
- ・水質汚濁防止法第2条第2項第2号:化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

2 調査項目

(1) 公共用水域

水質汚濁防止法第2条第2項に基づき定められた水質汚濁防止法施行令及び、水質汚濁防止法第3条第1項により定める排水基準を定める省令の一般環境項目14項目、水質汚濁に係る環境基準で定める溶存酸素量とフッ素を加えた、生活環境に係る被害を生ずるおそれのある16項目を調査した。(別記1参照)

(2) 農薬残留調査

農薬(水稻除草剤)による公共用水域の汚濁状況を把握するため、使用頻度の高い3品目について調査した。(別記2参照)

(3) 地下水

水道法第4条に基づく水質基準は、水質基準に関する省令および水質基準に関する省令の一部を改正する省令)による51項目を調査した。(別記3参照)

別記1 公共用水域の検査項目(生活環境項目 16 項目)

区分	検査項目	検査の方法
甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	水素イオン濃度(pH)	JIS KO102 12.1
	溶存酸素量(DO)	JIS KO102 32.1
	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS KO102 21 及び 32.3
	化学的酸素要求量(COD)	JIS KO102 17
	浮遊物質(SS)	昭和46年環境庁告示第59号付表9
	ノルマルヘキサン抽出物質	昭和49年環境庁告示第64号付表4
	大腸菌群数	昭和37年厚生省・建設省令第1号 別表1
	大腸菌群数(MPN)	昭和46年環境庁告示第59号 別表2
	亜鉛含有量	JIS KO102 53.3
	フェノール類含有量	JIS KO102 28.1
	銅含有量	JIS KO102 52.4
	溶解性鉄含有量	JIS KO102 57.4
	溶解性マンガン含有量	JIS KO102 56.4
	クロム含有量	JIS KO102 65.1.4
	フッ素含有量	JIS KO102 34.4
	全窒素(T-N)	JIS KO102 45.2
全リン(T-P)	JIS KO102 46.3.1	

別記2 公共用水域の水田用除草剤残留農薬検査

農薬名(商品名)	検査対象物質	農薬名(一般名)
コメットフロアブル剤	テフリルトリオン	テフリルトリオン・ピラクロニル・メタゾスルフロン水和剤
ベクサーフロアブル剤	ペントキサゾン	ペントキサゾン水和剤
ウィナーフロアブル剤	ブロモブチド	イプフェンカルバゾン・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル水和剤

※ 検査の方法:平成2年環水土77号(環境庁水質保全局通知)に準拠

別記3 地下水検査項目

No.	検査項目	No.	検査項目	No.	検査項目
1	一般細菌	19	トリクロロエチレン	37	マンガン
2	大腸菌群	20	ベンゼン	38	塩化物イオン
3	カドミウム	21	塩素酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
4	水銀	22	クロロ酢酸	40	蒸発残留物
5	セレン	23	クロロホルム	41	陰イオン界面活性剤
6	鉛	24	ジクロロ酢酸	42	ジェオスミン
7	ヒ素	25	ジブロモクロロメタン	43	2-メチルイソボルネオール
8	六価クロム	26	臭素酸	44	非イオン界面活性剤
9	亜硝酸態窒素	27	総トリハロメタン	43	フェノール類
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	28	トリクロロ酢酸	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	29	ブロモジクロロメタン	47	水素イオン濃度(pH)
12	フッ素	30	ブロムホルム	48	味
13	ほう素	31	ホルムアルデヒド	49	臭気
14	四塩化炭素	32	亜鉛	50	色度
15	1,4-ジオキサソ	33	アルミニウム	51	濁度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス 1,2-ジクロロエチレン	34	鉄		
17	ジクロロメタン	35	銅		
18	テトラクロロエチレン	36	ナトリウム		

※検査方法:水道法「水質基準に関する省令:厚生省令第101号」

3 調査区域及び調査項目、調査時期

(1) 公害防止協定並びに準用企業

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
1	佐藤製線所第2工場	字江下111	12月	生活環境項目16項目
2	宮城カイハツコンクリート	逢隈中泉字水塚7	12月	生活環境項目16項目
3	東日本コンクリート	字堂田西21-1	12月	生活環境項目16項目

(2) 宅地開発協定

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
4	長瀬ガーデン沈殿槽	長瀬字長峰地内	12月	生活環境項目16項目
5	つばきやま台污水处理場	逢隈上郡字椿地内	12月	生活環境項目16項目

(3) 河川

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
6	阿武隈川(逢隈地区)	逢隈中泉字壇川前	8・12月	生活環境項目16項目
7	阿武隈川(荒浜地区)	亘理大橋の下	8・12月	生活環境項目16項目

(4-1) 地区排水路(その1)

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
8	荒浜九号排水路	荒浜字鳥の海地内	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
9	木倉川排水路 (荒浜第2排水機場)	逢隈高屋字前原地内	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
10	鏡川排水路	逢隈高屋字新谷地地内	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
11	枝川排水路 (長瀬浜排水機場)	長瀬字築切	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
12	釣川排水機場 (長瀬浜排水機場)	長瀬字築切	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
13	舟入川排水路	長瀬字新海岸地内	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
14	橋本堀排水路 (大畑浜排水機場)	吉田字村地内	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
15	東新堀排水路 (吉田排水機場)	吉田字砂浜地内	6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目

(4-2)地区排水路(その2)

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
16	新町都市下水路	字上茨田40後	12月	生活環境項目16項目
17	上茨田都市下水路	字上茨田地内	12月	生活環境項目16項目
18	荒浜都市下水路	荒浜字隈崎地内	12月	生活環境項目16項目
19	都市下水排水機場前	荒浜字隈潟地内	12月	生活環境項目16項目
20	浜吉田地区排水路	吉田字大谷地地内	12月	生活環境項目16項目
21	吉田地区排水路A	吉田字流地内	12月	生活環境項目16項目
22	吉田地区排水路B	吉田字砂浜地内	12月	生活環境項目16項目
23	牛袋地区排水路①	逢隈中泉字沼添地内	12月	生活環境項目16項目
24	十文字地区排水路①	逢隈十文字字牛頭地内	12月	生活環境項目16項目
25	今泉地区排水路	逢隈中泉字南荒田地内	12月	生活環境項目16項目
26	牛袋地区排水路②	逢隈牛袋字境地内	12月	生活環境項目16項目
27	十文字地区排水路②	逢隈十文字字山神地内	12月	生活環境項目16項目
28	高須賀地区排水路	荒浜字下須賀地内	12月	生活環境項目16項目

(5)海域(鳥の海)

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
29	鳥の海湾内①	魚市場前地域	4月・5月	生活環境項目16項目
			6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
30	鳥の海湾内②	蛭塚西側地域	4月・5月	生活環境項目16項目
			6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
31	鳥の海湾内③	鳥の海湾南東地域	4月・5月	生活環境項目16項目
			6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目
32	鳥の海湾内④	蛭塚東側地域	4月・5月	生活環境項目16項目
			6月・7月	生活環境項目16項目 及び除草剤3種類
			12月	生活環境項目16項目

(6)地下水

No.	調査対象	調査場所	調査時期	検査項目
33	地下水観測井戸	字江下115	12月	水質基準に関する精密 検査(51項目)

5 判断基準

(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による公共用水域の水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3 又は43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

② 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水、及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

資料50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/l) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD (0.2mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の滴定値 (mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の力価

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る排出基準

水質汚濁防止法第3条第1項及び第2項に基づく「排水基準を定める省令」により、排水量 50 立方メートル/日以上の特特定業場について一律排水基準が定められている。

別表1 有害物質

項目	許容限度	項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
シアン化合物	1.0mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3.0mg/L	
有機りん化合物	1.0mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
六価クロム化合物	0.5mg/L	チウラム	0.06mg/L	
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ホウ素及びその化合物	海域	230mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		その他	10mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	フッ素及びその化合物	海域	15mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L		その他	8mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1,4-ジオキサン		0.5mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L			

項目	許容限度
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
	100mg/L

別表2 その他の項目

項目	許容限度	項目	許容限度	
水素イオン濃度 (pH)	海域	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (油分)	鉱油類含有量	5 mg/L
	その他		動植物油類含有量	30 mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120) mg/L	フェノール類含有量		5 mg/L
		銅含有量 (Cu)		3 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120) mg/L	亜鉛含有量 (Zn)		2 mg/L
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150) mg/L	溶解性鉄含有量 (Fe)		10 mg/L
大腸菌群数	海域	溶解性マンガン含有量 (Mn)		10 mg/L
	その他	クロム含有量 (Cr)		2 mg/L
窒素含有量 (T-N)	120 (日間平均60) mg/L	燐含有量 (T-P)	16 (日間平均8) mg/L	

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50トン以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、CODについての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

(3) 地下水の水質基準
水道法に基づく水質基準に関する省令

項 目 名		基 準 値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
30	ブromホルム	0.09mg/L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
46	有機物等（TOC）	3mg/L以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。